

様式第四号（第二条関係）

※ 経 由 町 村 名		※ 市区町村 受付年月日		④ 児 童 の 氏 名			
				⑤ 個 人 番 号	— —	— —	
				⑥ 生 年 月 日	平成・令和 年 月 日生	平成・令和 年 月 日生	
※ 町 村 提 出		※ 町 村 再 提 出		⑦ 請 求 者 と の 続 柄			
年 月 日 号		年 月 日 号		⑧ 請 求 者 と の 同 居 ・ 別 居 の 別	同 居 ・ 別 居	同 居 ・ 別 居	
児童扶養手当額改定請求書				⑨ 監 護 等 を 始 め た 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	
				⑩ 障 害 の 状 態 の 有 無	あ る ・ な い	あ る ・ な い	
(ふりがな)		② 証 書 番 号	第 号	⑪ 父 又 は 母 の 状 況	イロハニホヘトチリヌル ヲワカヨ	イロハニホヘトチリヌル ヲワカヨ	
① 氏 名				⑫ 父 の 氏 名 ・ 生 年 月 日	(年 月 日生)	(年 月 日生)	
③ 住 所	武蔵野市			⑬ 母 の 氏 名 ・ 生 年 月 日	(年 月 日生)	(年 月 日生)	
関係書類を添えて、児童扶養手当の額の改定について請求します。 令和 年 月 日 氏名 武 蔵 野 市 長 殿				父の死亡したとき	⑭ 死 亡 年 月 日	年 月 日	
					⑮ 死 亡 の 原 因	業 務 上 ・ 業 務 外	業 務 上 ・ 業 務 外
				⑯ 死 亡 時 又 は 死 亡 時 の 直 近 の 勤 務 先	名 称		
					所 在 地		
				母の死亡したとき	⑰ 死 亡 年 月 日	年 月 日	
					⑱ 死 亡 の 原 因	業 務 上 ・ 業 務 外	業 務 上 ・ 業 務 外
				⑲ 死 亡 時 又 は 死 亡 時 の 直 近 の 勤 務 先	名 称		
					所 在 地		
				⑳ 児 童 が 父 若 し く は 母 の 死 亡 に よ り 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 ・ 遺 族 補 償 の 受 給 状 況 又 は 児 童 が 加 算 の 対 象 と な っ て い る 父 若 し く は 母 の 公 的 年 金 の 受 給 状 況		受けること 種類 () ができる 基礎年金番号・ 年金コード	受けること 種類 () ができる 基礎年金番号・ 年金コード
						支給停止 () 受けることができない	支給停止 () 受けることができない
		年 額 (円)	年 額 (円)				
㉑ 請 求 者 が 障 害 者 等 と し て 認 定 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 (児 童 を 有 す る 部 分 に 限 る 。) の 受 給 状 況		受けること 種類 () ができる 基礎年金番号・ 年金コード	受けること 種類 () ができる 基礎年金番号・ 年金コード				
		支給停止 ()	支給停止 ()				
		年 額 (円)	年 額 (円)				
㉒ 父 又 は 母 が 障 害 者 等 と し て 認 定 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 の	身体障害者手帳の 番号及び障害等級						
	公 的 年 金 の	種 類 ・ 障 害 等 級					
		基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コード					
父 又 は 母 の 職 業 又 は 勤 務 先 名							
備 考		番号確認 済・未 / <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 世帯確認					
※※ 改定却下 令和 年 月 日		※※ 証書作成 令和 年 月 日					
		改訂 第 号					

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項並びに武蔵野市個人番号及び特定個人情報に関する条例（平成27年12月武蔵野市条例第58号）第4条第2項、第3項及び別表第2の1の部（10）の項の規定により、受給者並びに受給者の配偶者、扶養義務者及び対象児童の所得状況等を公簿等により確認します。

注 意

1 ⑳及び㉑の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2 ④から㉑までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入して下さい。

3 ⑨の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。

4 ⑪の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んで下さい。

イ 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した。

ロ 父が死亡した。

ハ 父が障害の状態にある。

ニ 父の生死が明らかでない。

ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。

ヘ 父が母の申立てにより保護命令を受けた。

ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。

チ 母が死亡した。

リ 母が障害の状態にある。

ヌ 母の生死が明らかでない。

ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。

ヲ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。

ワ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。

カ 婚姻によらないで生れた児童である。

コ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない。

5 ⑫から⑲までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

6 ⑳及び㉑の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉑の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。

7 ㉑の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又は請求者が母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、請求者が父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

8 ㉒の欄は、請求者が障害基礎年金等を受けることができる場合にご記入いただくものです。請求者が受けることができる公的年金のうち新たに手当の支給の対象となる児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入して下さい。

9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
なお、書類については省略できるものがある場合もありますので、武蔵野市役所に確認してください。

イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し

ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ニ 請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類

ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときにはエックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの

ヘ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類

(イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合

(ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合

(ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合

(ニ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合

ト 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書

10 手当の全部又は一部が支給停止となっている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出してください。

11 この請求書は、武蔵野市役所に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、武蔵野市役所にご確認ください。